

第 1 問 答 案 用 紙 <1>
(租 税 法)

問題 1

問 1

甲は短期売買商品等に該当するため、A社は甲の譲渡について、法人税法第61条第1項により、通常得べき対価の額1億2,000万円と譲渡に係る原価の額8,000万円との差額である譲渡利益額4,000万円を、譲渡に係る契約をした日の属する令和7事業年度の益金の額に算入する。

問 2

A社が令和7事業年度終了時において保有する甲は、法人税法第61条第2項第一号により、時価法による評価額1,500万円を期末時における評価額とし、同法同条第3項により、帳簿価額2,000万円との差額500万円を評価損として令和7事業年度の損金の額に算入する。

問 3

B社が行ったA社の広告の掲載は、消費税法第2条第1項第八号の二及び第八号の四により、特定資産の譲渡等に該当する。特定資産の譲渡等は、同法第4条第1項により、課税の対象とならず、同法第5条第1項により、納税義務も負わないため、B社が受領した代金はB社において何ら考慮されない。

問 4

A社からPへ支払った給与のうち840万円は、所得税法第28条第1項及び同法第36条第1項により、Pの令和7年分の給与所得の計算上、収入金額に算入する。A社が学納金としてPに支払った100万円は、学資に充てるために給付される金品であるため同法第9条第1項第十五号により、非課税とする。

第1問 答案用紙 <2>
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法第2条第十二号の八イ，同法第24条第1項第一号
②	×	当該合併は適格合併であるため，C社が保有する資産及び負債はC
		社の最後事業年度終了の時の帳簿価額により引継ぎをしたものとし
		て，所得の金額を計算する。法人税法第62条の2第1項
③	○	消費税法第2条第1項第九号，同法第14条第1項，同法第28条第1
		項
④	×	丙機械装置の時価600万円と譲渡対価200万円の差額400万円はPに
		対する役員給与に該当するが，事前確定届出給与等に該当しないため，
		損金の額に算入しない。法人税法第34条第1項，第4項
⑤	○	所得税法第22条第2項第二号，同法第34条第1項，第2項，第3項，
		同法第36条第1項，第2項

第2問 答案用紙 <1>
(租 税 法)

問題 1

[問] 1.

(租税公課に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 6. (2)について		9,062,800
[資料] 6. (3)及び(4)について	106,117,100	
[資料] 6. (5)及び(6)について	102,108	

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 7. (1)について	5,400,000	
[資料] 7. (2)について	4,000,000	

(商品に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 8. (1)及び(2)について	2,454,500	

(税務上の繰延資産に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 9. (1)及び(2)について		2,100,000

(固定資産に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 10. (1)について	15,500,000	
[資料] 10. (2)及び(3)について	916,500	

第2問 答案用紙 <2>
(租 税 法)

(外貨建取引に関する申告調整)

[資料] 11. について

加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
1,620,000	

(交際費等に関する申告調整)

[資料] 12. について

加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
1,723,560	

[問] 2.

① 284,966,000

② 67,266,500

[問] 3.

① 158,951,263

[問] 4.

① △38,308,025

問題 2

[問] 1.

加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
774,000	

[問] 2. 配当とみなされる金額

660,000

第2問 答案用紙 <3>
(租 税 法)

問題 3

[問] 1. (1)不動産所得に係る総収入金額

3,924,000

(2)不動産所得に係る必要経費の金額

3,186,000

2. 給与所得の金額

10,050,000

3. (1)譲渡所得の金額

4,220,000

(2)譲渡所得の基因となった資産の取得費の金額

6,500,000

4. (1)一時所得の金額

2,500,000

(2)一時所得の特別控除額

500,000

5. 雑所得の金額

111,100

問題 4

[問] 1. 総所得金額

16,300,000

2. 外国税額控除の控除限度額

63,719

第2問 答案用紙 <4>
(租 税 法)

問題 5

- | | |
|--|---------------|
| [問] 1. 課税標準額に対する消費税額 | 255,498,984 |
| 2. 課税売上割合の計算式の分子の金額 | 3,605,628,000 |
| 3. 課税売上割合の計算式の分母の金額 | 3,607,509,000 |
| 4. 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 | 236,567,292 |
| 5. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの | 229,596,432 |
| 6. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | 6,970,860 |
| 7. 一括比例配分方式による控除対象仕入税額 | 224,738,927 |
| 8. 個別対応方式による控除対象仕入税額 | 236,218,749 |

問題 6

- | | |
|--------|-------------|
| [問] 1. | 345,763,000 |
| 2. (1) | 418,000,000 |
| (2) | 0 |
| (3) | 55,000,000 |